支援体制

資料２

困難な問題を抱える女性への支援は様々な分野に及ぶことから、多様な主体（県、関係機関、民間団体）との連携・協力を一層充実させ、支援施策を推進します。

困難な問題を抱える（支援が必要な）女性

DV被害、その他の暴力被害、貧困、障害、孤立など

相談

相談

支援の入り口

女性支援民間団体(女性財団、NPO法人等)

連携協働

連携協働

市町村
- 女性相談支援員
- 女性総合相談窓口

（相談対応、公的な支援制度の活用支援）

県女性相談センター
（女性相談支援センター）

- 相談対応（電話→面談）
- 公的な機関へのつなぎ等

保護
安全確保
連携助言

一時保護

【法第15条】
地方公共団体(県市町村)設置努力義務

〈県の支援調整会議対象〉
一時保護中の方や、今後一時保護の可能性が高い方

支援調整会議

①代表者会議
支援体制の構築に向けた検討、指標の全体評価等

②実務者会議
具体的事案に基づく検討会

③ケース会議
個別事案の対応検討等

民間シェルター

配偶者暴力相談支援センター

女性相談支援センター

女性相談支援員設置市

医療機関

県民共生センター

具体的な支援内容を検討し、連携した支援を展開

厚生センター
（新川、中部、高岡、砺波）

児童相談所

女性就業支援センター

民間団体

司法機関

警察

心の健康センター

支援の実施